

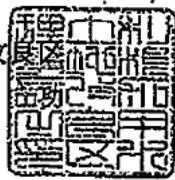
写

印

利根加発第64号
平成23年7月12日

国土交通省関東地方整備局長様

利根加用水土地改良区
理事長 松本



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する
意見書の送付について

平成23年6月28日付、国関整河計第35号で依頼された標記について、
別添のとおり意見を付します。



様式一 1

八ツ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対するご意見

①団体名	利根加用水土地改良区	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0276-86-3402	
④御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策 案について (御意見を記 入する際は、 御意見の対 象の対策案 番号①～⑤ を付記下さ るようお願 いいたします。	③ ④	<p>当改良区は、利根川左岸に位置し、利根大堰とその上流約3kmにある利根加揚水機場から農業用水を取水し約1,100haの受益を賄っている。</p> <p>そこで、利水対策案であるが、大堰のかさ上げにより貯水量が増大するとともに水位が上昇することになり、支川の排水機能が失われ、沿川耕地の湿田化が拡大されるため、農産物に多大な影響を与えることが懸念される。</p> <p>利根川周辺の農家においては、乾田化を図るべく暗渠排水事業をはじめ各種対策に取組んでいるが、未だその効果は一向に見えない現状である。</p> <p>また、大堰のかさ上げに伴い滞水区域が上流部へ拡大されることから、大堰上流約3kmに位置する利根加揚水機場への影響が懸念されると同時に、高水敷の掘削範囲が当機場にまで及んだ場合には、主要施設の改築が必要となるため安定取水が確保できるのか大変危惧される。</p> <p>代替案実現にためには、取水施設等の改築が必要となるが、利水者(改良区)も大堰及び利根加揚水機場の建設費や維持管理費用を負担しており、対策案については高額な費用と時間を費やすことになり、ましてや、利水者負担をしいられるならば、受け入れることはできない。以上の理由から、利水対策案には反対せざるを得ない。</p> <p>総論とし、なぜここまで事業が進歩している八ツ場ダムを中止してまで、課題の多い利水対策をコストや年月をかけ実施する必要があるのか、大きな疑念をいただくものであり、是非八ツ場ダムの早期完成をお願いしたい。</p>